

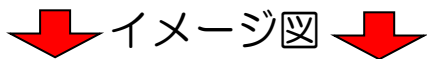


長崎市消費者センター 長崎市消費者を守るネット通信(第138号)

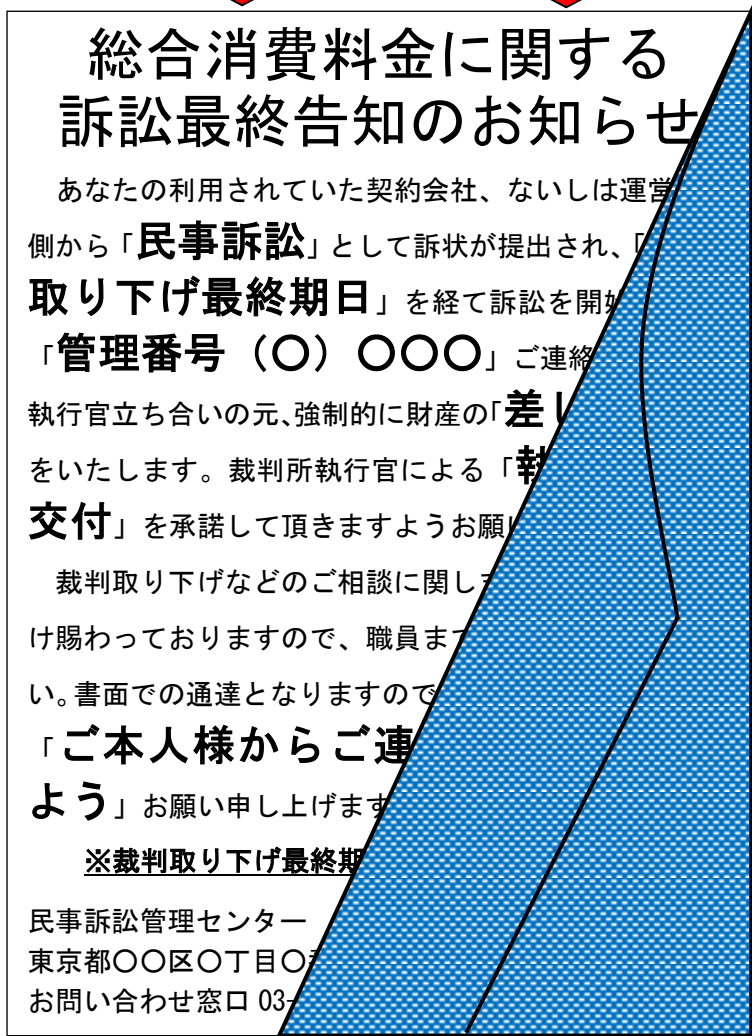
配信日 平成30年2月3日

**圧着ハガキになりました！
架空請求ハガキが進化しています**

圧着ハガキになったのは、信ぴょう性を高めるためだと考えられます。このようなハガキに惑わされず、大事な個人情報やお金を詐欺グループから守りましょう！



消費者センターからのアドバイス



●「訴訟」「裁判」「差し押さえ」などの言葉で脅してきますが、それは嘘です。

●身に覚えの無い請求であれば、内容を鵜呑みにせず、絶対に連絡しないでください。

●訴訟を起こされた場合は、「特別送達」という封書が届きます。ハガキやメールが届くことはありません。

●「電子マネー（ギフトカードやプリペイドカード）」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口が多いです。支払方法で「コンビニでギフトカードを買って。」は詐欺です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)